

調達価格等算定委員会の非公開について（案）

令和元年8月5日
調達価格等算定委員会

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第71条第5項において、調達価格等算定委員会は、会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上の必要があると認めるときは、公開しないことができるとされている。この規定に基づき、今回の委員会は非公開として開催することとし、調達価格等算定委員会運営規程第3条及び「調達価格等算定委員会の公開について」7. のとおり、審議内容については、議事要旨を事後的に公開するとともに、委員長及び委員長代理が次回の公開の委員会の冒頭に説明を行うものとする。

調達価格等算定委員会 運営規程

参考

平成24年3月6日 第1回調達価格等算定委員会

(趣旨)

第1条 調達価格等算定委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）及び調達価格等算定委員会令（平成23年政令第337号）に定めるもののほか、この運営規程の定めるところによる。

(委員の欠席)

第2条 委員会を欠席する委員は、代理人を委員会に出席させることはできない。

2 委員会を欠席する委員は、委員長を通じて、当該会議に附議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(委員会の公開の方法)

第3条 委員会の公開の方法は、委員長が委員会に諮って定める。

(運営規程の改正)

第4条 委員長は、この運営規程を改正しようとするときは、委員会に諮らなければならぬ。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

調達価格等算定委員会の公開について

平成24年3月6日 第1回調達価格等算定委員会

標記については、調達価格等算定委員会運営規程（平成24年3月6日調達価格等算定委員会決定）第3条の規定に基づき、原則として、以下のとおりとする。

1. 傍聴は、委員会の運営に支障を来さない範囲において認める。
2. 審議中の取材を認める。
3. 配布資料は、公開する。
4. 議事要旨は委員会終了後3日以内に作成し、公開する。
5. 議事録は委員会終了後1ヶ月以内に作成し、公開する。
6. 委員会の開催日程は事前に経済産業省ホームページで公表する。
7. 以上に関わらず、会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると委員会が認めるときは、会議を非公開とすることができる。
ただし、その場合も、委員長及び委員長代理が審議内容について会議後説明を行うとともに、議事要旨を公開するものとする。